



東京拘置所（4月17日）

## その拘禁、「不要不急」ではありませんか？ 「3密」の拘置所・刑務所 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

東京都荒川区南千住1-5-9 6-302

<http://sobanokai.my.coocan.jp/>

東京都を対象地域とする新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、弁護士等以外の方との面会は原則行わない取扱いとされています。現在も新型コロナウイルスの感染が終息する見込みが見られないことから、やむを得ず、4月15日（水）から弁護士以外の方の面会・差入れは中止とします。

東京拘置所長

これは4月17日に東京拘置所の面会受付室に張り出されていた告知です。その1週間前の4月10日に出されていた告知は次のようなものでした。

東京都を対象地域とする新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたことから、面会・差入れをされる方に必ずマスクを着用していただくようお願いいたします（当初で用意できるマスクには限りがありますのでマスクは各位でご持参ください）。

なお、同緊急事態宣言が発出されている期間中は、原則として弁護士等以外の方との面会ができない取扱いとなっておりますので不要不急の面会・差入れを控えていただきますようお願いいたします。

東京拘置所長

東京拘置所に収容されていた60代の男性被告がPCR検査の結果、陽性と判明したのは4月11日のことです。それまでに刑事施設での刑務官の感染事例はありません

が、これが被収容者の感染が確認された初めてのケースになりました。（もともと、この方は4月上旬の入所時から症状があり、拘置所内で感染したわけではないそうです。）

面会・差入れの自粛の「お願い」から、「やむを得ず」と、ことわりながらも「中止」の告知に至ったわけですが、この「緊急事態」はまだ続きそうです。

★★★

全戸に配布中のマスクには、「3つの『密』を避けましょう！ ①換気の悪い密閉空間

②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面」という注意が記されています。しかし、人の拘禁を目的とする刑事施設では避けようもないことです。実際、各地の拘置所や刑務所では、毎年のように様々な感染症や食中毒が発生してきました。

実情を知る人たちは、この機会に「可能な限り、逮捕・勾留を回避」（日弁連会長声明）することや、面会ができない場合は「電話等の代替手段による外部交通の確保」（監獄人権センター声明）等を求めています。

★★★

「人質司法」と批判を受けている長期間の拘束や、福祉の貧困がもたらしているような高齢者の再犯や、本来、刑罰よりも治療が必要な薬物依存者への実刑など、新型コロナウイルスは、かねてから指摘されてきた「不要不急」の「拘禁」の持つ様々な弊害を見直すことも迫っています。（J）